

事務連絡  
令和6年3月26日

各都道府県建設業協会

事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事業部

令和6年能登半島地震に係る総合評価落札方式における  
賃上げ加点措置の説明会での資料について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月19日付け全建事発第126号にて通知させていただき、3月22日にWeb開催した標記説明会について、ご多忙のところ、ご参加いただきありがとうございました。

国土交通省が説明会にて使用した資料について別添のとおりとなります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

能登半島地震を受けた賃上げ加点措置の運用（説明会資料）

以上

(担当) 事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

# 能登半島地震を受けた 賃上げ加算措置の運用に関する 説明会

令和6年3月  
国土交通省 技術調査課

○能登半島地震を受け、3月13日に各地方整備局等に対して、賃上げ加点措置の運用に関する2つの事務連絡を発出。

## ①減点措置の免除に関する 取扱いについて

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

事務連絡  
令和6年3月13日

別記のとおり

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合であっても、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実施することができなかった者の取扱いについては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて（令和4年8月8日付け大臣官房会計課長等事務連絡。以下「令和4年8月8日付け事務連絡」という。）により定められたところであるが、今般、財務省より各省各庁に対して「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく取扱いについて」（令和6年1月31日付け財務省主計局法規課長事務連絡）が発出されたことから、令和4年8月8日付け事務連絡に基づく取扱いに係る運用を、下記の通り定めたので留意して取り扱われたい。

## ②賃上げ加点措置の対象外とする 発注について

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて

事務連絡  
令和6年3月13日

別記のとおり

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて

総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行うことについては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号。以下「課長通知」という。）により定められたところであるが、今般、財務省より各省各庁に対して「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」（令和6年1月31日付け財務省主計局法規課長事務連絡）が発出されたことから、課長通知記9(2)により加点措置を行わないことができることに係る運用を、下記の通り定めたので留意して取り扱われたい。

# ①減点措置の免除に関する取扱について

令和4年8月8日付 事務連絡(抄)

(1)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2)略

(3)

(1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ①自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※(1)に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、改めて周知

令和6年3月13日付 事務連絡(抄)

1

令和6年能登半島地震について災害救助法の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業が、令和6年1月1日までに加点を受けている場合であって、その旨を契約担当官等に申し出たときには、賃上げ水準が未達成であっても、減点措置は課さないこととする。

⇒条件に該当する場合、減点免除の対象


2

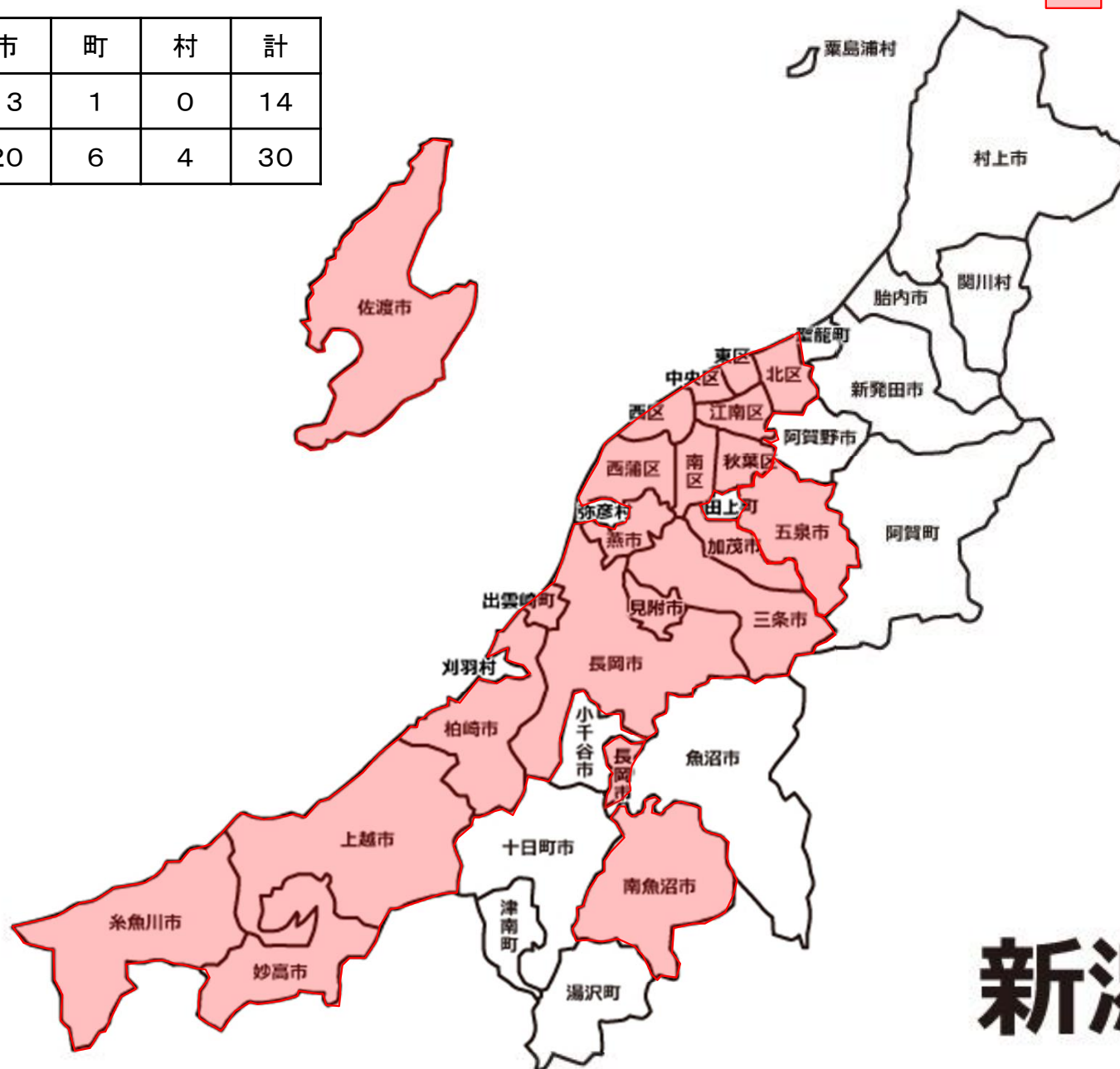
主たる事業所以外が災害救助法の適用対象となる市町村に所在する企業であるなど、1に該当しない場合であっても、発災日までに加点を受けている場合の減点措置の取扱いについては、令和4年8月8日付け事務連絡(3)の内容を踏まえ、被災地の実情に応じた柔軟な対応を行うものとする。

⇒条件に該当する場合、個別に判断。その際、「事実を客観的に証する書類」と「従業員が署名または記名・捺印した理由書」の提出が必要

# 災害救助法の適用対象市町村【新潟県】

	市	町	村	計
適用数	13	1	0	14
県内市町村数	20	6	4	30


 : 災害救助法の適用自治体  
令和6年1月1日22時00分公表

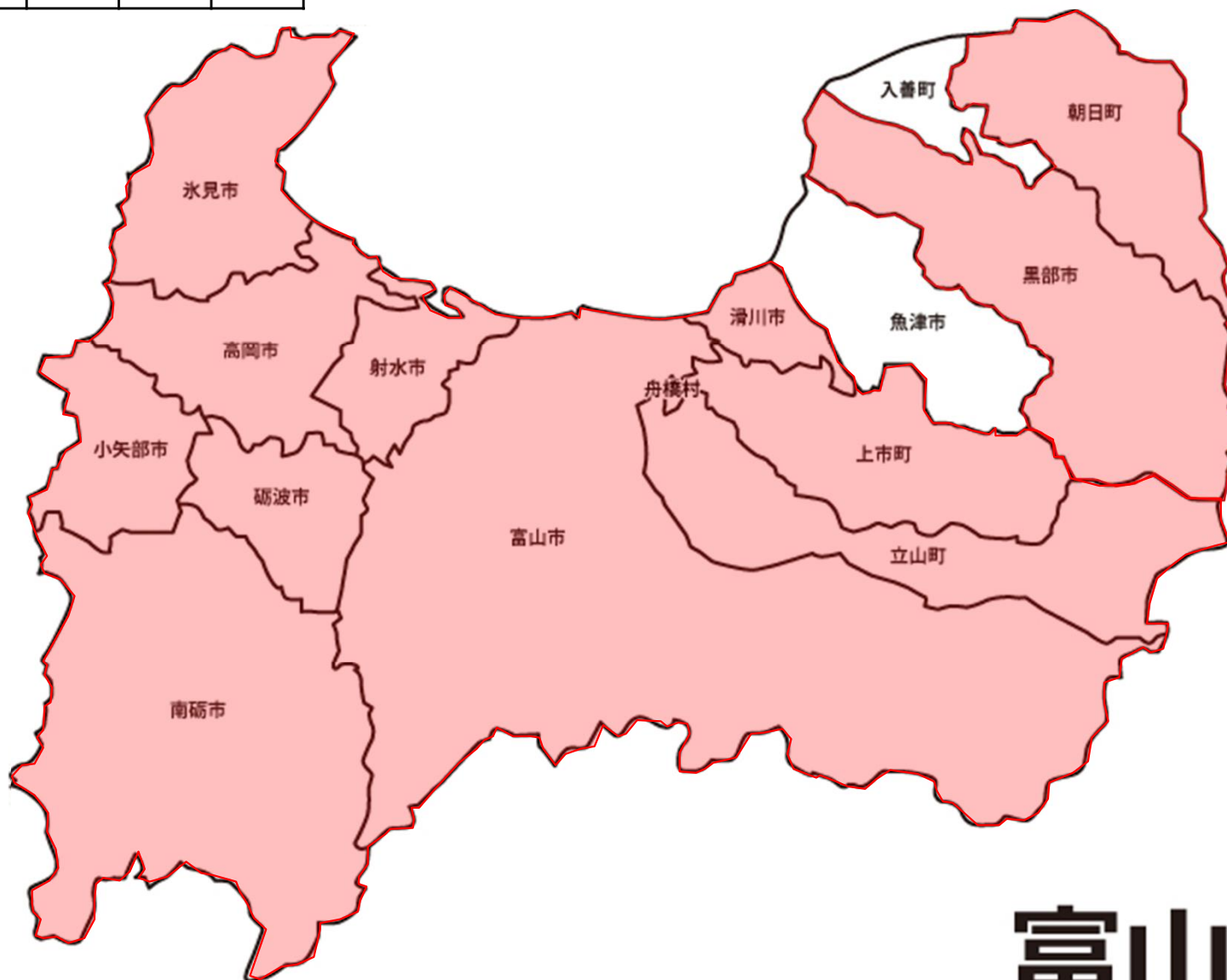


## 新潟県

# 災害救助法の適用対象市町村【富山県】

	市	町	村	計
適用数	9	3	1	13
県内市町村数	10	4	1	15

 : 災害救助法の適用自治体  
令和6年1月1日22時00分公表



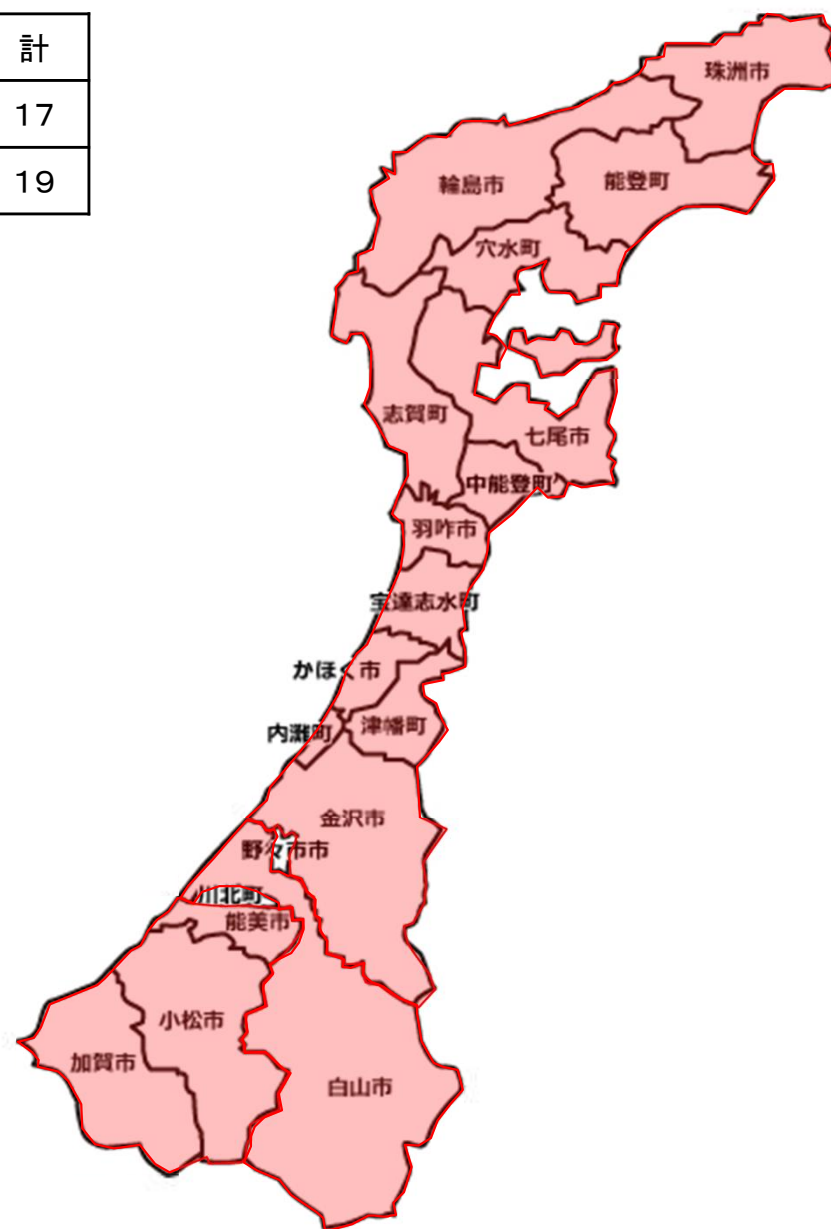
## 富山県



# 災害救助法の適用対象市町村【石川県】

	市	町	村	計
適用数	10	7	—	17
県内市町村数	11	8	—	19

：災害救助法の適用自治体  
令和6年1月1日22時00分公表

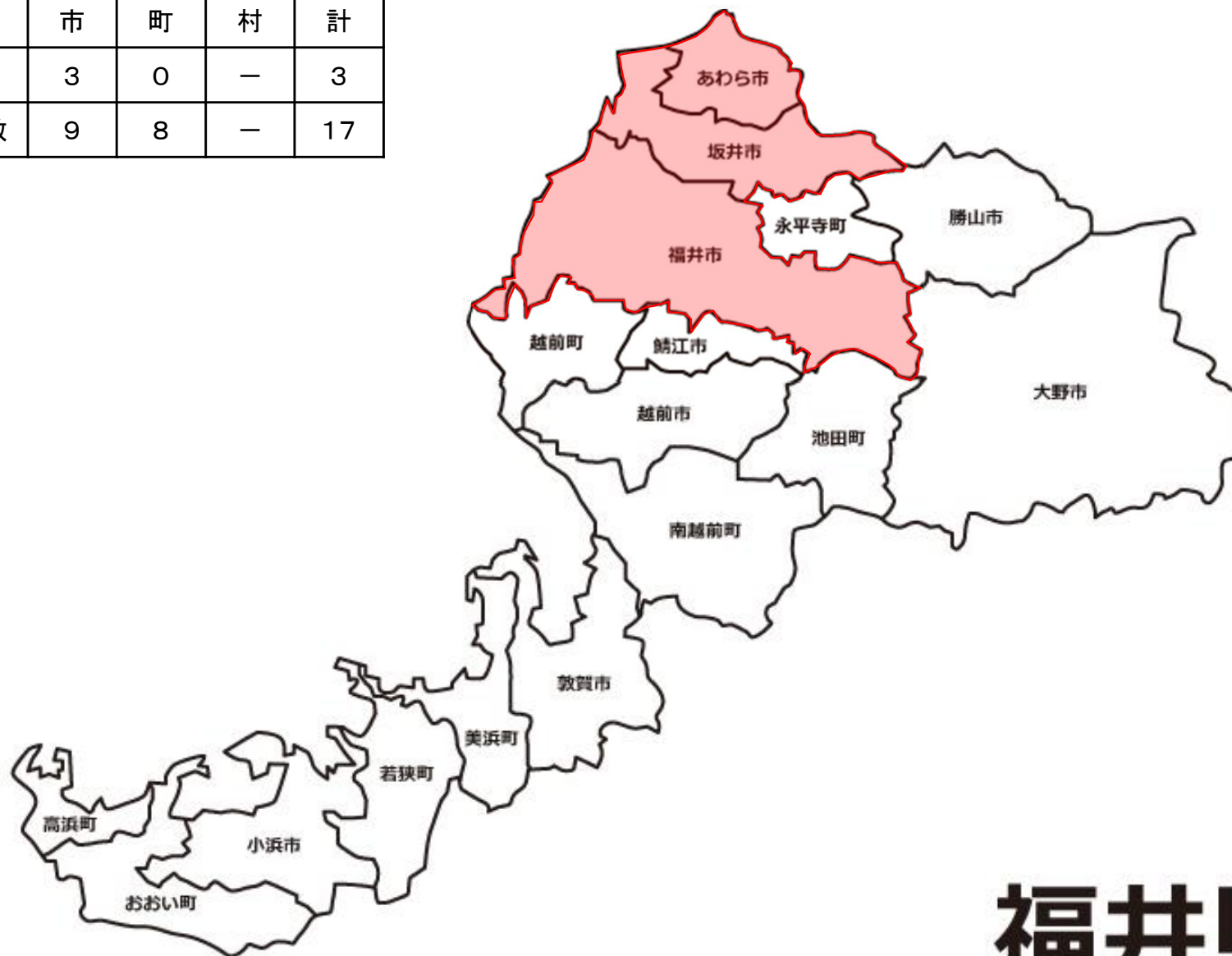


## 石川県

# 災害救助法の適用対象市町村【福井県】

■ : 災害救助法の適用自治体  
令和6年1月1日22時00分公表

	市	町	村	計
適用数	3	0	—	3
県内市町村数	9	8	—	17



## 福井県

## ②賃上げ加点措置の対象外とする 発注について

令和6年3月13日付 事務連絡(抄)

令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、企業間の公平・公正な競争実施の観点から、

- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・福井県

の県内における調達並びに競争参加資格における地域要件の対象地域がそれに準ずる調達については、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいものとする。

※個別の発注が対象外となるかは、入札公告をご確認ください。

「①減点措置の免除」「②賃上げ加算対象外とする発注」について、具体的な運用をQ&A形式で国交省WEBサイトに掲載中。

URL:[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

## Q&Aの一例

問3 発災前に公告され、契約締結は発災後になった工事・業務については、減点免除対象となるか？

(答)

- 能登半島地震が発生した令和6年1月1日に、入札契約手続き（公告～契約）が進行中であった契約については、発災前に加算を受けた場合と同様に減点免除対象とします。

その他、ご不明点については北陸地方整備局、近畿地方整備局、国土交通本省にお問い合わせください。